

消費税率引上げに伴う介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費の取扱いについて

住宅改修について

1 消費税率の引上げについて

工事完成日が令和元年10月1日以降の場合は消費税率10%が適用されます。(領収日ではありません)

2 事前申請時の工事見積書、工事内訳書について

工事完成日が令和元年10月1日以降の場合は、消費税率10%で作成してください。

3 事前申請時と事後申請時の消費税率が変わる場合について

事前承認時に消費税率8%で承認を受けているが、工事完成が令和元年10月1日以降となる場合は、事後申請時に消費税率10%で作成した工事見積書、工事内訳書を提出してください。

※ 申請者にあらかじめ説明をして、同意を得ておいてください。

4 その他

申請が多くなると事前申請後、承認決定まで日数がかかります。余裕をもって申請をお願いします。

福祉用具購入について

令和元年9月30日までに納品(購入)が完了する場合は消費税率8%で見積もりを作成してください。

納品日と領収日が異なる場合はご連絡ください。

佐伯市役所 高齢者福祉課 介護保険係
TEL 0972-22-3117